

【 購 買 管 理 規 則 】

(総則)

第1条 運営委員会規則第10条に基づき購買管理規則を定める。共同企業体の購買業務については、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規則は、共同企業体の取引業者及び契約内容の決定手続等について定めることにより、購買業務に係る公正かつ明瞭な事務処理を確保することを目的とする。

(定義)

第3条 この規則にいう購買業務とは、施工に必要な物品若しくは役務の調達又は工事の発注に関する一切の業務をいう。

(契約の締結)

第4条 購買業務に関する事務は、工事事務所において行うものとし、契約の締結は共同企業体の名称を冠した代表者の名義による。

(業者の選定)

第5条 工事事務所長（以下「所長」という。）は、施工に必要な物品若しくは役務の調達（仮設材料、工事中機械等を構成員から借り入れる場合を除く。）又は工事の発注を行おうとするときは、当該取引が次の各号に該当する場合を除き、各構成員より施工委員会に対し業者を推薦させるものとする。

- 一 取引の性質又は目的が入札又は見積合せを許さない取引
- 二 緊急の必要により入札又は見積合せを行うことができない取引
- 三 入札又は見積合せを行うことが不利と認められる取引

2 施工委員会は、前項により推薦を受けた業者の中から、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全管理の状況、労働福祉の状況、関連企業との取引の状況等を総合的に勘案し、原則として複数の業者を選定する。

3 施工委員会は、取引が第1項各号に該当すると認められる場合は、当該取引の性格を勘案し、取引を行うことが適当と認められる業者を選定する。

(入札、見積合せ等)

第6条 施工委員会は、前条第2項により業者を選定した場合は、当該業者による入札又は見積合せ（当該取引が工事原価に特に重大な影響を及ぼすと認められる場合は入札）を行うものとする。（注－1，2）

2 施工委員会は、前条第3項により業者を選定した場合は、原則として当該業者より見積書を徴収するものとする。

(工事条件の明示)

第7条 施工委員会は、工事の発注に当たって、前条に基づき入札若しくは見積合せを行い、又は、見積書を徴収する場合は、第5条に基づき確定した業者に対してあらかじめ工期、工事内容、仕様書、図面見

本等を明示しなければならない。

(運営委員会に対する業者の推薦)

第8条 施工委員会は、第6条に基づき入札、見積合せ等を行った場合は、その結果等を勘案し、運営委員会に対し、取引を行うことが適当と認められる業者を推薦するとともに、第5条に基づき選定した業者に関する資料及び応札金額又は見積金額に冠する資料を提出するものとする。

(取引業者及び契約内容の決定)

第9条 運営委員会は、前条に基づく施工委員会からの業者の推薦を踏まえ、同条の資料等を総合的に判断し、取引業者及び契約内容を決定する。

(軽微な取引に係る取引業者及び契約内容の決定)

第10条 取引が、次の各号の一に該当するものである場合は、第8条及び前条の定めにかかわらず、施工委員会において、第5条及び第6条に準じて、取引業者及び契約内容を決定する。

- 一 予定価格が〇〇円を超えない物品を購入する取引
- 二 予定価格が〇〇円を超えないその他の取引

(仮設材料、工事中機械等の調達)

第11条 工事に使用する仮設材料、工事中機械等の調達は、構成員から借り入れることを原則として、借入の相手方、機種、材料、数量及び損料については、必要の都度、運営委員会（軽微なものにあつては施工委員会）で協議して決定する。(注-3)

(検収及び出来高査定)

第12条 物品の検収に当たっては、所長は、注文書及び納品書を照合し、数量、品質等を厳密に検査しなければならない。

2 工事出来高査定に当たっては、所長は、進捗状況を判断し、厳正に査定しなければならない。

(注文書等の様式)

第13条 購買業務において使用する注文書、請求書等の様式は、代表者の定めるところによる。(注-4)

(その他)

第14条 この規則に定めのない事項については、運営委員会の決定による。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ ㊟

代表者 〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ ㊟

代表者 〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ ㊟

注解

- (注－1) 入札は、所定の書式により入札函に投函することにより、開札は原則として各構成員につき 1 名以上の施工委員会の委員の立会の上行う。
- (注－2) 見積合せは、施工委員会が、選定業者より見積書を徴収し、その内容を検討することにより行う。
- (注－3) 仮設材料、工事用機械等を構成員から借り入れる場合の借入れの相手方、機種、材料、損料、保守・管理方法等については、別に規則を定めることも考えられる。
- (注－4) 様式については、代表者以外の構成員の定めることにより、又は、共同企業体独自で定めることも考えられる。